

香川県感震ブレーカーの普及推進に関する計画

令和8年1月15日

第1 目的

大規模地震時には、家屋の倒壊や津波などにより住民等が避難せざるを得ない状況が発生する。このため、火災の発見や通報、初期段階での消火に遅れが生じる可能性が高まるとともに、消防機関における各種災害対応などに伴う消防力の不足、水道管の破断等による消防水利の不足など、消火活動を困難とする状況が重なり、大規模な火災につながるおそれがある。

近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生しており、地震時の電気火災リスクを低減するために、地震の揺れを感じしブレーカーを落とすことができる感震ブレーカーの普及を推進することが必要である。

このような観点から、感震ブレーカーの普及を進めるため、香川県の実情に即した形での体制づくり等、感震ブレーカーの普及推進について具体的な取組内容を定める。

第2 普及推進に向けた取組みの進め方

感震ブレーカーの普及推進にあたって、主な取組みの流れは以下の第3のとおりであるが、各地域の火災予防や地震対策の推進体制を活用するとともに、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者となる市町や消防本部などと協働して、必要な取組みを進めるものとする。

第3 取組みの具体的な内容

1 感震ブレーカーに関する広報啓発

地震火災の予防の観点から、感震ブレーカーについての住民の理解を促進し、円滑な普及推進を図るため、市町や消防本部などを中心とした関係者と連携し、幅広く広報啓発を行う。

広報啓発のポイント

1 感震ブレーカーの設置による地震火災の防止効果

地震時の電気火災の主なケースとして、在宅時に揺れが発生し、使用中の電熱器具等の転倒や可燃物の接触等により出火するケースや、地震直後に停電し、電熱器具等の転倒、損傷や使用の状況を確認できないまま避難し、その後電気が復旧したことにより可燃物の接触等により出火するケースなどがある。

地震時の電気火災の発生を抑制するためには、避難時にブレーカーを落とすなど電気を遮断することが有効であるが、大規模地震における避難時は緊迫した状況であり、ブレーカーを自ら落とすという行動が困難な場合がある。

感震ブレーカーは一定の震度において、自動的に電源を遮断できる装置であり、地震時の電気火災の抑制に効果的である。

2 感震ブレーカーのタイプと特徴

感震ブレーカーのタイプ	特徴
分電盤タイプ	<ul style="list-style-type: none">○新築時に設置するか、分電盤の交換等の際に設置することが可能○既存の分電盤の内部や隣に後付けできるものもある○感震機能、通電遮断の安定性が高い○避難時間を確保するための機能を持つものもある
簡易タイプ	<ul style="list-style-type: none">○既存のブレーカーに対して追加設置が可能だが、形状により取付け困難な場合がある○比較的低コストで設置でき、多くの家庭での設置が期待できる○重りを落下させるものは、設置方法により通電遮断の作動精度が低下するおそれがある
コンセントタイプ	<ul style="list-style-type: none">○作動時に未設置のコンセントへの通電を確保することができる○コンセント以外の配線及び未設置のコンセントでは火災発生を防げない

3 感震ブレーカー作動時の留意点

- (1) 感震ブレーカーが作動した場合、強制的に停電状態となることから、夜間に地震が発生した場合等に備えて、懐中電灯や停電時に点灯する電灯設備等を準備することや、在宅医療用機器等を使用している場合は、予備のバッテリーや家庭用発電機等を備える必要がある。
- (2) 電気の復旧前に、周囲の整理整頓を行い、電気機器等の本体、配線及びプラグに損傷がないか確認し復旧を行う。復旧後も発煙、異臭等の異常が無いことを確認して使用するとともに、異常があった際は直ちに使用を止めプラグをコンセントから外す。
- (3) 感震ブレーカーの作動後、自力で復旧したくても復旧できない人もいることから、民生委員や自治会等と協力し、事前に復旧作業に支援が必要な世帯を把握するとともに、地域住民同士で感震ブレーカー作動後の復旧作業に関する共助体制を構築することが重要である。

2 感震ブレーカーの普及推進体制の構築

県において、以下の関係者と連携し、感震ブレーカーの普及を推進する。また、市町と各関係団体の連携した取組みについても、必要に応じ支援する。

<香川県における感震ブレーカーの普及推進関係者>

- (1) 県（危機管理総局危機管理課）
防災施策の一環として感震ブレーカー普及のとりまとめを担うほか、他の地震対策と一緒に感震ブレーカーの普及を図る。また、関係部局・関係団体と連携を図る。
- (2) 市町、消防（局）本部
地域の実情を把握しており、広報啓発、設置促進について住民に近い立場から各部局を通じた広報活動等を行う。また、火災予防や防災に関する知識・経験を基に、地域に密着した感震ブレーカーの広報等を実施する。
- (3) 電気保安協会、送配電事業者、電気工事業工業組合
電気設備の定期点検やイベント等の機会を捉え、感震ブレーカーの必要性について広報を実施する。

(4) 消防協会、防災士会

各種講習会、講演会、イベント、防災訓練等の機会を捉え、感震ブレーカーの必要性について広報を実施する。

(5) 女性防火クラブ

戸別訪問等の広報や取付支援の協力を得て広報啓発を実施する。

3 重点エリアの設定等

市町は管内における感震ブレーカーの普及の推進を図るため、重点エリアの設定に努める。設定にあたっては、香川県地震・津波被害想定の地震火災の発生件数も参考としつつ、以下の事項も勘案し行うものとする。

- ・火災延焼の危険性（築年数が経過した木造住宅が密集、道路狭隘など）
- ・消火活動への影響（震度分布図、津波浸水想定区域、液状化危険度予測図、警防計画など）
- ・住民避難や災害応急対応への影響（避難路、輸送路の沿道、避難所、病院、防災施設等の周辺など）
- ・その他各市町の状況（高齢者、障害者などの避難行動要支援者がいる世帯など）

なお、地域の状況を踏まえて、重点エリアの設定によらず、効果的な設置推進を図る場合は、この限りでない。

県は、まずは全県域での認知度向上を図りながら、大規模火災に至る危険性が高いエリアなど各市町が設定する重点エリアを把握し、普及推進を重点的に進めるため、必要に応じて助言を行う。

4 感震ブレーカーの設置状況の把握等

管内における感震ブレーカーの設置状況を把握する。実施に当たっては、既存の住宅用火災警報器の設置状況等調査と同時期に同対象に対して実施することを基本とする（具体的な調査内容及び実施方法については市町と調整のうえ実施）。また、その結果を踏まえ、必要に応じて広報啓発等の取組内容の見直しを行うこととする。

5 感震ブレーカーの設置に係る支援等

現在、以下の市において、感震ブレーカーの購入・取付に対して支援事業を行っている。

市町	対象ブレーカーのタイプ	支援対象費用	担当部署	備考
観音寺市	すべて	購入・取付費用の3分の2以内 (上限1万円)	観音寺市危機管理課 0875-23-3940	令和7年度
さぬき市	すべて	購入・取付費用の3分の2以内 (上限1万円)	さぬき市危機管理課 087-894-1115	令和7年度
高松市	すべて	購入・取付費用の3分の2以内 (上限1万円)	高松市危機管理課 087-839-2184	令和7年5月7日 ～ 令和8年1月5日

6 相談窓口等

普及推進にあたっては、住民から感震ブレーカーに関する問合せや、感震ブレーカーに係る消費者トラブルに関する問合せ等が予想される。相談窓口を設定する等して対応する。

(1) 感震ブレーカーに関する問合せ

お住まいの 地域	相談窓口		
	市町	消防	
高松市	高松市 危機管理課 087-839-2184	高松市消防局 予防課 087-861-1504	
三木町	三木町 総務課 087-891-3301		
綾川町	綾川町 総務課 087-876-1906		
丸亀市	丸亀市 危機管理課 0877-25-4006	丸亀市消防本部 予防課 0877-25-4004	
坂出市	坂出市 危機管理課 0877-44-5023	坂出市消防本部 予防課 0877-46-0983	
宇多津町	宇多津町 危機管理課 0877-49-8027		
善通寺市	善通寺市 自治防災課 0877-63-6338	善通寺市消防本部 予防課 0877-64-0193	
多度津町	多度津町 総務課 0877-33-1110	多度津町消防本部 予防課 0877-33-0119	
琴平町	琴平町 企画防災課 0877-75-6711	仲多度南部消防組合消防本部 予防課 0877-73-4974	
まんのう町	まんのう町 総務課 0877-73-0100		
さぬき市	さぬき市 危機管理課 087-894-1115	大川広域消防本部 予防課 0879-24-1785	
東かがわ市	東かがわ市 危機管理課 0879-26-1235		
観音寺市	観音寺市 危機管理課 0875-23-3940	三觀広域行政組合消防本部 予防課 0875-23-3972	
三豊市	三豊市 危機管理課 0875-73-3119		
土庄町	土庄町 総務課 0879-62-7000	小豆地区消防本部 予防課 0879-62-2220	
小豆島町	小豆島町 総務課（危機管理室） 0879-82-7001		
直島町	直島町 総務課 087-892-2222		
香川県	香川県 危機管理課 087-832-3190		

(2) 感震ブレーカーに係る消費者トラブルに関する問合せ

- ・香川県消費生活センター（087-833-0999）
- ・消費者庁の消費者ホットライン（（局番なし）188）
- ・（高松市民のみ）高松市の消費生活センター（087-839-2066）